

22 福介送第 1315 号

令和 4 年 12 月 9 日

区内介護サービス事業所 管理者様

江戸川区福祉部介護保険課長

安田 健二

事業所における高齢者虐待防止の徹底について（通知）

日頃より、江戸川区の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

区内介護事業所におかれましては、従前より高齢者虐待防止について積極的に取り組んでいただいていることと存じますが、令和 3 年度の法改正において、介護保険サービス全ての運営基準に「虐待の防止」が盛り込まれたところです。

昨今、高齢者施設、障害者施設、保育施設における虐待が報じられております。

「虐待をしているという認識が欠けていた」「虐待を目の当たりにして声を上げることができなかった」等々、「虐待」という考え方の根の深さに気づかされます。

近年は高齢者虐待においても、虐待行為だけでなく、事業所の管理者の責任、義務を問われ、虐待行為の放置を「管理者の職務を著しく怠る『放棄・放任』」ととらえた、管理者への虐待認定の事案も出ています。

また「人格尊重義務違反」（介護保険法）が認められた場合には、介護保険法による「指定の取消又は、指定の全部若しくは一部の効力停止」の行政処分の対象になります。通報義務違反、措置義務違反（高齢者虐待防止法）についても、介護保険法による行政処分の対象になります。

事業所におかれましては引き続き、権利擁護や虐待防止の意識の醸成、認知症ケア等に対する理解を高めるための研修の実施・教育、苦情対応等への適切な取組等をお願い致します。

また「虐待、もしくは虐待疑い」の通報を利用者、利用者家族、職員等から受けた場合は、速やかに江戸川区に通報していただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

担当：江戸川区 福祉部 介護保険課 指導係

住所：江戸川区中央 1 丁目 4 番 1 号

電話：03-5662-0892

メールアドレス：2013120@ci ty.edogawa.tokyo.jp